

要望事項 (優先順位 4)
鳥井ヶ谷池の公園化について**要 旨**

以前は、農業用溜池として活用されていた「鳥井ヶ谷池」の池敷とその周辺を公園化していただきたく、要望いたします。

鳥井ヶ池は、幡枝西部地区の水田用水の補助的な水源として長年にわたって重要な役割を果たしてきましたが、宅地化が進み、水田面積が減少するにつれて、その機能を終えて久しくなります。維持管理を行ってきた水利組合は解散し、平成3年頃からは幡枝町自治会が管理していますが、底樋はすでに機能しておらず、土砂もたまって、貯水機能も土砂災害防止機能も期待できない状態です。一時は、防火用水として京都市消防局に管理をお願いしようとしたのですが、アクセス道路が狭く、消防車が回転する場所もないことから、不適格とされています。危険防止の観点から、鉄柵と金網で囲って立ち入り禁止としていますが、子どもたちが勝手に入ることを防ぐのは難しく、対策に苦慮しています。ただ、自治会として年2、3回以上は、堤防と周辺の草刈りをするなど、維持管理の努力は続けています。なお、池の満水面積1,150㎡及び堤防敷は、京都市の所有となっています。

この池の受益地域の区画整理事業も完全に終わり、鳥井ヶ谷地区には子どもたちが遊べる「はらっぱ」もないことから、農業用施設としての用途を変更し、鳥井ヶ谷池地区約180世帯の住民の憩いの場として児童・高齢者用の公園として再整備していただくよう、要望します。

回 答
(行財政局)

鳥井ヶ谷池(以下「池」といいます。)については、本市が普通財産として所管しており、これまで池の管理については、昭和53年に水利権者と締結した「市有ため池の管理に関する協定書」に基づき、水利組合等に管理いただけてまいりました。

現在、農業用溜池としての機能は無く、水利組合も解散していることや、自治会において年2～3回以上の除草等に御協力いただいていることについては、本市としても認識しており、敷地の維持管理への御努力に対し、改めて御礼申し上げます。

本市といたしましても、危険防止の観点から必要な管理上の対応に関しましては、地元自治会の御要望をお聞きしながら、予算上可能な限り行ってまいりたいと考えております。

(建設局)

本市では、緑あふれるまちづくりを目指し、平成22年に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき公園の整備に取り組んでいます。

しかしながら、新規の整備には整備費等に多額の費用を要すること、一方で、100箇所以上の公園が開園から50年以上が経過し、遊具など多くの公園施設の更新が必要となっていることから、公園の新たな整備に関する皆様からの御要望には、十分にお応えできていない状況にあります。

また、市内には全く公園のない学区もあることから、学区内に既に公園のある岩倉南学区(鳥井ヶ谷池地区)において新規整備を行うことは困難です。御理解の程よろしく願いいたします。